

5. 再商品化義務量の算出方法

特定事業者は、それぞれの業種、使用する容器包装の種類によって再商品化を行う義務量は異なります。そのため、容器包装の利用（製造）量に応じて再商品化義務量を算出します。

$$\boxed{\text{再商品化義務量 (kg)}} = \text{排出見込量 (kg)} \times \boxed{\text{算定係数}}$$

- * 排出見込量とは、最終的に家庭から廃棄物として排出される分です。
- * 算定係数とは、主務大臣の公表する量・比率により係数化したものです。

まず、特定事業者は予め、容器包装廃棄物の排出見込量を下記により算定する必要があります。

排出見込量の算出に当たっては、原則として自主算定方式で算定し、自主算定方式による算定ができない場合は、簡易算定方式で算定することができます。

(1) 自主算定方式による場合

自ら利用する容器包装の容器包装廃棄物としての排出見込量を必要な調査により把握し、次の方法で算定します。

$$\text{排出見込量 (kg)} = \text{① 当該業種において販売した商品に用いた特定容器・包装の量 (kg)} - \text{② ①のうち自ら又は他者への委託により回収した量 (kg)} - \text{③ ①のうち事業活動により費消された商品に用いた量 (kg) (②と重複する量を除く)}$$

* 自主算定を原則としています。②と③の把握に努めて下さい。